

横浜市交通局新型インフルエンザ等対策行動計画

制 定 平成 21 年 3 月 12 日

最近改正 令和 8 年 3 月 16 日

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。（「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成 26 年 3 月）より抜粋）

2 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の対象とする感染症

横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 12 月策定。以下「市行動計画」という。）で対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特別措置法」という。）第 2 条第 1 号の規定で定める、以下の感染症とされている。

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響がおおきなもの（発生当初の S A R S など）

3 市行動計画との関係と横浜市交通局新型インフルエンザ等対策行動計画の趣旨

市域に係わる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、及び市が実施する措置等については、特別措置法や政府行動計画に基づいて策定された市行動計画に定められている。

交通局においても、新型インフルエンザ等の発生時に、安全確保を最優先に市営バス・市営地下鉄の運行を継続するため、横浜市交通局新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「局行動計画」という。）を策定する。この局行動計画において、お客様に市営バス・市営地下鉄を安心してご利用いただくための対策を講じることによって、市民生活に与える影響をできる限り小さくすることを目的とする。

なお、新型インフルエンザ等の流行は、発生する事態もさまざまであると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、局行動計画を随時見直し、必要に応じて修正を加えることとする。

4 想定事態

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考としている。

【図表 1】 横浜市内の新型インフルエンザ患者数の試算（市行動計画 7 頁より引用）

	横浜市		全国	
医療機関を受診する患者数	約 38 万人～約 71 万人		約 1,300 万人～約 2,500 万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約 16,000 人	～約 61,000 人	～約 53 万人	～約 200 万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約 5,000 人	～約 19,000 人	～約 17 万人	～約 64 万人

※ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計した。横浜市の数値は平成 25 年 1 月 1 日現在年齢別人口より試算。全国の数値は政府行動計画から引用。

(2) 流行期間

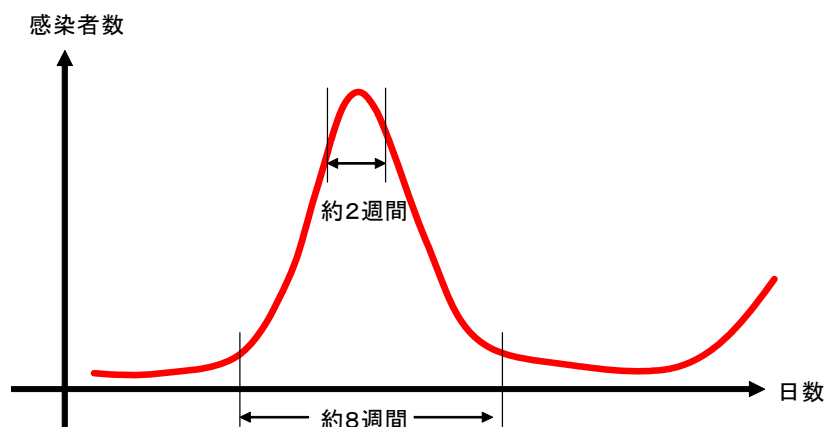
海外で新型インフルエンザが発生し、その後 2～4 週間で国内発生する。その後、首都圏での患者発生から流行が約 8 週間続く。

市行動計画の被害予測に利用しているアメリカ疾病予防管理センター（CDC）が作成した感染推計モデルによると、感染のピーク期間は流行期間の 4～5 週間目の 2 週間となる。

(3) 本計画の適用期間

新型インフルエンザが市内で流行すると想定する期間 8 週間のうち、原則として、流行がピークとなる 4～5 週間目（2 週間）としつつ、市内の感染状況や職員の出勤状況など、状況に応じて柔軟に適用する。

【図表 2】感染者数の経時変化 <概念図>



なお、流行が終息してから、さらに、第2回目、第3回目と流行が発生することも想定される。

(4) 想定する新型インフルエンザの感染経路

空気感染の可能性は否定できないが、可能性を裏付ける科学的根拠はないため、本計画では、飛沫感染と接触感染を感染経路と想定することとする。ウイルスは、細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入り、生物の細胞の中でのみ増殖することができるもので、環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では、状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

(5) 出勤可能な職員の想定

市行動計画によれば、ピーク時には、職員の出勤率は最大6割に減少するとされている。

同様に、感染した職員は、治療のために長期間出勤できなくなり、家族等が感染した場合や患者との濃厚接触者など、感染したおそれのある職員も10日間程度は健康観察のため出勤できなくなるとされている。

5 事業継続のために措置する事項

(1) 方針決定

市内における新型インフルエンザ等の感染状況に対する横浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市本部」という。）の動きに合わせて、交通局長は交通局新型インフルエンザ等対策本部（以下「局本部」という。）を設置し、事業継続にかかる方針を決定する。

(2) 運行の継続実施

市営バス・市営地下鉄を運行するため、①運行計画 ②要員の確保 ③保守計画を明確にして緊急事態に備える。また、業務委託先についても、当局の実施する対策を示し、同等の運行計画に沿った要員確保などの計画を策定することを求める。

(3) まん延防止等

お客様に安心してご利用いただけるよう、職員及びお客様のまん延防止策を講じる。
また、車内等で急病人が発生した場合は、救急車の出動を要請することなど、関係機関と連携して迅速に対応する。

(4) 市と連携

市本部等からの情報を踏まえて、事業の実施に当たっては、横浜市と連携する。

(5) 広報

運行状況等について、交通局ホームページ、車内放送、その他の掲示などにより、お客様に適時適切な広報を行う。また、市本部の実施する市民向けの広報に協力する。

6 方針決定のために講ずる措置

市本部長が市内での感染者の発生状況及び職員の出勤予測等から、新型インフルエンザ等の流行に対応する横浜市業務継続計画（ＢＣＰ）【新型インフルエンザ等編】（平成 21 年 8 月策定）を適用する必要があると判断した場合、交通局長は局本部を設置し、新型インフルエンザ等の流行に対応する交通局業務継続計画（ＢＣＰ）【新型インフルエンザ等編】（平成 21 年 4 月制定。以下「局ＢＣＰ」という。）の適用を決定する。

(1) 局本部の組織体制

本部長：交通局長

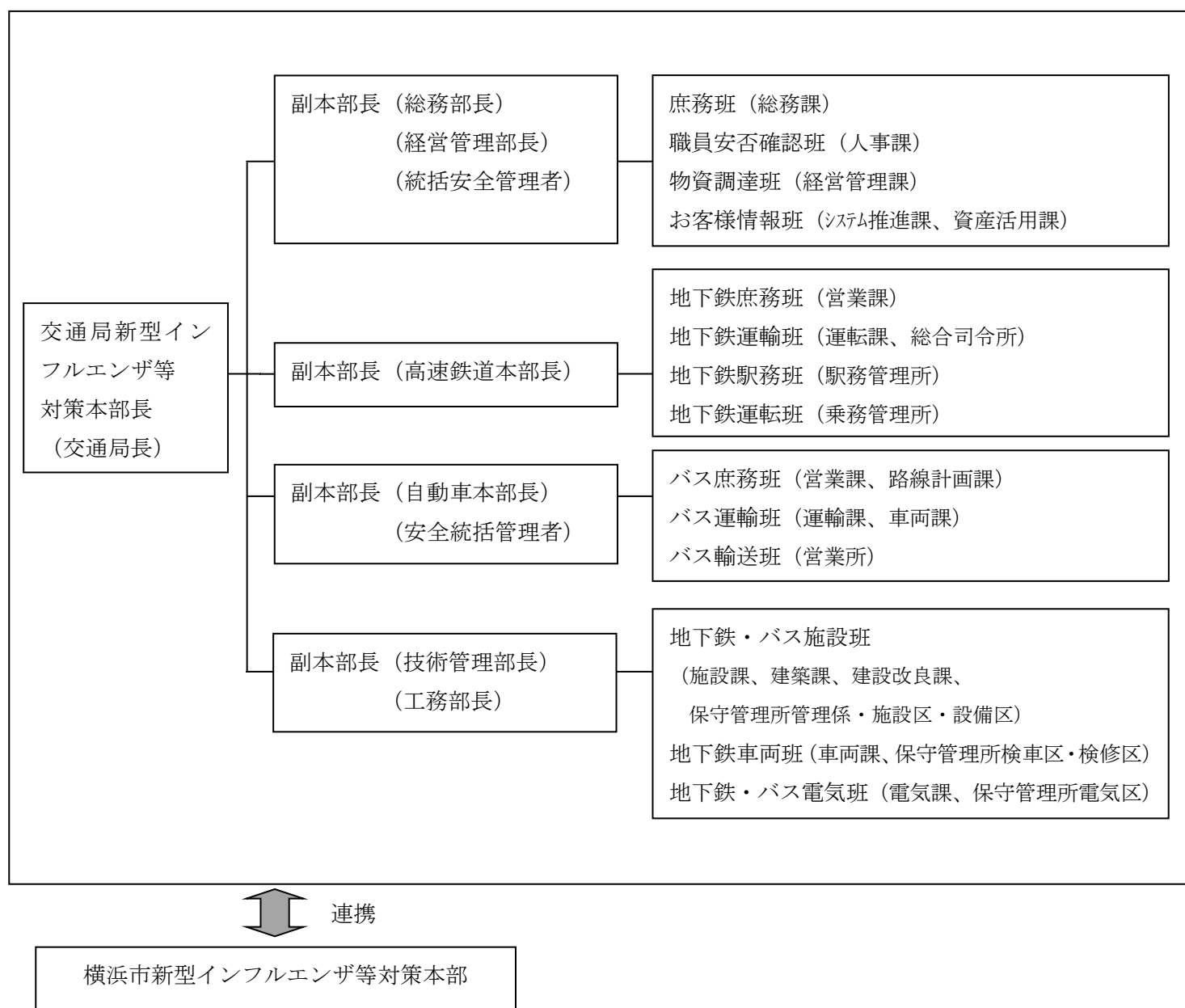
副本部長：交通局部長職

各課は、それぞれの所掌の事務を行う。

※ 局本部における事務分掌については、横浜市交通局災害対策本部の事務分掌を適用することとする。

※ 各班の体制は、交通局本部体制（図表 3）のとおり。

【図表 3】 交通局本部体制



(2) 局本部の主な役割

- ア 局BCPの適用決定及び解除
 - イ まん延防止対策の決定及び実施
 - ウ 事業実施状況及び対策の実効性の確認と課題解決のための施策の決定
 - エ 市本部及び関係機関等との連絡調整
 - オ 職員への情報周知及び対策の徹底
 - カ お客様への情報提供の実施
- 等

7 運行の継続実施のために講ずる措置

運行を継続実施するために、次の措置を講じる。

(1) 運行計画

ア 職員の勤務体制の決定

交通局各部は、職員の感染情報、勤務状況を日々集約し、出勤可能な職員数を前日の17時までに把握し、19時までに翌日の勤務体制を決定する。その際、保育園や小学校、介護施設等の閉鎖に伴う育児や介護の必要により出勤できない職員の状況についてもあわせて確認する。

イ 運行計画の決定

職員の勤務体制を見極めて、運行計画を決定する。その際新型コロナウイルス等のまん延状況を踏まえて可能な限りの運行ができるよう計画する。

ウ 運行の中止等の決定

国や横浜市から、まん延防止を図るための特別な指示があったときは、運行を中止又は大幅な制限をする場合がある。運行の再開時に備えて、速やかな運行再開ができるよう必要な対策を講じる。

(2) 運行要員の確保

要員の確保を図るため、職員の感染防止策を講ずるほか、運行の継続に向けて、職員間での応援を行う。

ア 感染防止のための物品の備蓄

職員の感染を防止し、あわせてお客様へのまん延防止を図るため、次の物品を備蓄する。なお、今後、より効果的なものがあれば、それを備える。

- 速乾性手指消毒剤
- マスク
- 体温計

イ 職員の応援配備の実施

市営バスの営業所間、市営地下鉄の駅間で相互に職員をやり繰りするとともに、本庁職員が業務を応援する。

ウ 委託先との連携

市営バス・市営地下鉄の運行にあたり、委託により実施している業務については、当該委託先の社員の確保についてあらかじめ委託先と協議し、対応策の報告を求める。

(3) 保守の計画

市営バス・市営地下鉄の車両を安全に運行できるよう、出勤可能な職員を動員して点検・整備する体制をつくる。なお、まん延防止のため地下鉄運行を中止した場合には、電車を限定的に点検走行し再開に備える。

8 まん延防止等のために講ずる措置

お客様に安心してご乗車いただくために、次の措置を講じる。

(1) 安心してご利用いただける車両の提供

市営バス車内市営地下鉄車内での感染防止を図るため次の措置を講じる。

- 折り返し地点や運行終了時には、ドア等を開放し、車内換気を行う。
- 運行中は、車内送風機器等を使用せず、ウイルスの拡散を防止する。

(2) まん延防止策

- 乗務員や駅員はマスクを着用する。
- お客様にもマスクの着用の協力を要請する。
- お客様同士の距離を保つための混雑緩和策として、乗車を規制する場合がある。

(3) 緊急時のお客様対応等

車内で急病人が発生したときには、市営バスでは営業所、市営地下鉄では司令所・駅と連携して、救急車の出動を要請する。

9 市との連携

市本部では、感染にかかる状況や国の対策などの関連の情報が収集され、市としての対策が示される。交通局は、市本部における役割を果たすとともに、その情報を踏まえて、運行を決定する。

10 広報

(1) 運行状況等の広報

運行状況等について、市本部の実施する記者発表により広報するほか、交通局ホームページ、市営バス・市営地下鉄での車内放送、駅構内放送や掲示などにより、お客様に適時適切な広報を行う。

(2) 市民向けの広報への協力

市内の流行状況やまん延防止対策など、市本部の実施する市民向けの広報に協力する。

改訂履歴

- | | | |
|---|------------|----------------------------|
| 1 | 平成26年12月9日 | 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画改正に伴う変更 |
| 2 | 平成27年5月25日 | 平成27年4月1日付機構改革に伴う変更 |
| 3 | 平成31年3月28日 | 平成31年4月1日付機構改革に伴う変更 |
| 4 | 令和2年3月29日 | 令和2年4月1日付機構改革に伴う変更 |
| 5 | 令和3年3月25日 | 令和3年4月1日付機構改革に伴う変更 |
| 6 | 令和4年3月24日 | 令和4年4月1日付機構改革に伴う変更 |
| 7 | 令和5年8月24日 | 備蓄品目の変更（令和5年9月1日付） |
| 8 | 令和8年3月16日 | 令和8年4月1日付機構改革に伴う変更 |